

# 令和6年度 多子世帯の学校給食費免除のご案内

村上市教育委員会学校教育課

村上市では、令和6年度から、第3子以降の子の小中学校給食費を免除します。(令和5年度まで実施していた助成制度に代わるものです。)

免除を希望する方は、下記をご確認のうえ、期限までに申請してください。なお、免除対象は単年度ですので、毎年申請が必要です。

申請書は各提出先に設置してありますが、電子申請も利用できます。村上市のサイトトップで記事ID「0073704」を検索いただくか、こちらのQRコードをご利用ください。



## 免除対象 以下のすべてに該当すること

- 小学生以上の子を3人以上養育していて、そのうち3人目以降の子が市立の小学校または中学校、村上中等教育学校前期課程のいずれかに就学していて、その給食費を負担していること。
- 村上市内に住所を有していること。
- 生活保護費などから給食費の全額を支給されていないこと。

## 免除の決定

- 申請内容を審査して5月に免除を決定します。決定前に徴収した給食費は、6月に指定口座に還付します。
- 審査の結果、免除対象とならない場合は、事前にお知らせします。

## 申請方法

- 令和6年4月23日(火)までに電子申請をするか、お子さんが在籍している学校、村上市教育委員会学校教育課教育総務室または各教育事務所に申請書を提出してください。

## 子の数え方

数える子が2人以下の場合は対象になりません。

		
婚姻している子 就労している子	扶養している小学生以上の子	就学前の子
数えない	数える 3人目以降の子の給食費が助成対象です	数えない

## 申請期限:令和6年4月23日(火)

※期限を過ぎても受け付けますが、免除開始が遅くなりますのでご了承ください。

- 【問合せ先】 村上市教育委員会学校教育課 教育総務室 TEL 72-6882  
【提出先】 村上市教育委員会学校教育課 村上市岩沢5611番地(朝日庁舎2階)  
村上教育事務所 村上市田端町4番25号(村上市教育情報センター2階)  
荒川教育事務所 村上市羽ヶ榎104番地25(荒川地区公民館内)  
神林教育事務所 村上市岩船駅前63番地(神林農村環境改善センター内)  
山北教育事務所 村上市府屋177番地1(さんぼく会館内)  
お子さんが在籍している学校(市立小中学校または村上中等教育学校)